

敦賀市医師会協力

訪問看護サービス

主治医の指示に基づき保健師や看護師、作業療法士などが要介護者等の家庭を訪問し、病状の観察、床ずれの手当、体位の変換、服薬の管理、医療機器の管理、リハビリテーション、認知症のある高齢者の看護、清拭・洗髪、家族への介護指導等の訪問看護サービスを提供します。

自宅で 療養やりハビリがしたい!!

病状の観察



心身の状態を観察し、異常の早期発見や再発防止ための看護を行います。

リハビリテーション

要介護状態の悪化防止、介護予防の視点から保健師、看護師、作業療法士などが効果的なリハビリを行います。

服薬の管理



薬の効果確認や服薬に関する助言などを行います。

療養生活への助言・家族の支援

日常生活のリズムを整え、食事、排泄、運動などさまざまな療養上の助言を行い、健康状態の維持・改善を図ります。また、介護方法の助言などを行い、家族の介護負担を軽減し、良好な家族関係が保たれるよう支援します。

主なサービス内容

ターミナルケア

医療的な処置、痛みや倦怠感の看護に加え、家族を含めた精神的な支援やかかりつけ医、介護職員など関係者との連携や緊急時の対応を行います。

食事、水分・栄養摂取の管理、排泄ケア

脱水や栄養障害、誤嚥の危険性、排泄のトラブルなどを観察し、必要な処置を行います。

褥創(床ずれ)や創傷の処置

医師の指示に基づき処置を行います。



認知症の方の看護

心身状態を観察して、服薬、コミュニケーションの援助、生活のリズムをつくるなどの看護を行います。



清潔・洗髪・入浴介助・陰部洗浄などの清潔看護

皮膚などを清潔に保ち心身の状態、皮膚のトラブルや関節の動きなどを観察して、必要に応じて軟膏の塗布などの必要な処置を行います。



医療機器等の操作援助・管理

膀胱カテーテル、経管栄養、在宅酸素療法、人工呼吸器、気管カニューレ、人工肛門などの管理を行うとともに、日常の操作や緊急時の対応の相談・助言を行います。

訪問看護のしくみ

指示

報告・連絡

主治医
(かかりつけ医)

診察



訪問看護ステーション

主治医の指示に基づいて
訪問看護ステーションから
看護師等が
訪問します。

訪問



利用者

そんな風いを
かなえるために

営業のご案内

営業時間

毎日

ただし12月29日～翌年の1月3日までは休み
※終末ケア等を必要とする場合は、営業日以外の
利用についてご相談に応じます。

営業日

午前8時30分～午後5時30分

※終末ケア等を必要とする場合は、営業時間以外の
利用についてご相談に応じます。

利用料について

介護保険の受給対象外の方、難病等の医学的管理の必要性の高い方については、
医療保険制度でのご利用となります。詳しくは主治医または敦賀市訪問看護ス
テーションまでご相談ください。

介護保険ご利用の方

※厚生労働大臣が定める額。ただし、法定
代理受領の場合は介護保険負担割合証
に示された割合の金額です。

※詳しくは別途利用料一覧表をご覧ください

医療保険ご利用の方

※医療保険の種類により異なります。

お問い合わせ・利用のご相談は

敦賀市訪問看護ステーション

電話 22-7200(直通)
22-3133(代)

敦賀市東洋町4番1号
敦賀市福祉総合センター
「あいあいプラザ」内